

仕様基準における給湯・温水暖房一体型熱源機の取扱いについて

住宅部分の外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する基準及び一次エネルギー消費量に関する基準（住宅仕様基準）において、給湯と温水暖房を一体で行う設備（給湯・温水暖房一体型）の給湯部の効率については、次に示す方法で換算したモード熱効率の値が、モード熱効率の基準に適合することが確認できた場合には、基準へ適合するものとして取り扱うこととなりました。これに伴い、国土交通省が提供する「[仕様基準に基づく仕様表作成ツール](#)」が更新されています。

■ モード熱効率への換算方法

熱効率（又はエネルギー消費効率）から、給湯機の種類及びふろ機能により定まる換算値（下図参照）を減じた値をモード熱効率とします。



算定されたモード熱効率が下表に示す値以上となれば基準適合となります。

	仕様基準の基準値	誘導仕様基準の基準値
石油熱源機	1～4地域 81.3%以上	1～7地域 84.9%以上
	5～7地域 77.8%以上	
ガス熱源機	1～4地域 83.7%以上	1～7地域 86.6%以上
	5～7地域 78.2%以上	

■ 参考資料

- ・ [技術的助言 \(国住参建第 617 号 令和 8 年 4 月 24 日\)](#)
- ・ [技術的助言 給湯暖房一体の取扱いについて](#)